訪問型サービスＡにおける研修について（令和３年９月１０日）

1.　研修内容

1-1 基礎研修

〇介護保険制度の理解

〇介護予防・日常生活支援総合事業の理解

〇認知症の理解

〇サービス提供の流れ

〇事故防止及び緊急時の対応

〇法令遵守について

〇個人情報及びプライバシーの保護

〇接遇について

〇衛生管理について

〇虐待防止について

※その他、事業所の判断でサービスの提供に必要があると認められるときは、内容を適宜追加することができる。

●研修の時間

サービス提供するに足ると考える知識や技術の水準、本人の能力等を鑑みて各事業所において適切な時間を判断して、研修を実施すること。

1-2 応用研修

〇結城市訪問型サービスＡの理解

●研修の時間

基礎研修終了後、事業の理解を深めるため、市担当課より 30 分程度の講義を受けること。なお、日程・会場調整は、事業所が行うこと。

1-3 専門研修（実習）

既に指定を受けている訪問介護事業所の訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において実施する。

〇福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関すること

〇基礎的な生活援助技術に関すること

〇基礎的な自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助技術に関すること

※その他、事業所の判断でサービスの提供に必要があると認められるときは、内容を適宜追加することができる。

●研修時間

サービス提供するに足ると考える知識や技術の水準、本人の能力等を鑑みて各事業所において適切な時間を判断して、研修を実施すること。

2．研修報告

事業所は、上記に挙げた「基礎研修」、「応用研修」、「専門研修（実習）」の実施した場合は、研修を修了した従事者のサービス提供開始日の１週間前までに、訪問型サービスＡ研修実施報告書（別記様式）を市に提出すること。

3．その他

・雇用前に外部機関が行う講座や他市町村が指定する研修、他事業所の研修を修了している場合であっても、研修の修了者とはみなすことはできないため、必ず、雇用後に、雇用した事業所において、結城市が指定する研修を実施しなければならない。

・この研修の実施により、資格要件を満たした場合であっても、事業所内においては、適宜必要な研修を行い、事業が適正に実施されるように努めること。

別記様式

訪問型サービスＡ研修実施報告書

年　月　日

結城市長　様

所在地
事業者　名　称
代表者職氏名

次のとおり、訪問型サービスＡの結城市が指定する研修を実施しましたので、報告します。

研修修了者氏名	
住所	
生年月日	

基礎研修	担当者職・氏名
○介護保険制度の理解	
○介護予防・日常生活支援総合事業の理解	
○認知症の理解	
○サービス提供の流れ	
○事故防止及び緊急時の対応	
○法令遵守について	
○個人情報及びプライバシーの保護	
○接遇について	
○衛生管理について	
○虐待防止について	
○その他（　　　　　　　　　　　　　　）	
応用研修	
○結城市訪問型サービスＡの理解	
専門研修（実習）	
○福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関すること	
○基礎的な生活援助技術に関すること	
○基礎的な自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助技術に関すること	
○その他（　　　　　　　　　　　　　　）	